

(公 印 省 略)
健増第 1895 号
令和5年10月18日

県内各福祉施設 施設長 様
県内各障害福祉サービス事業所施設長 様

兵庫県保健医療部健康増進課長

旧優生保護法に基づく手術等を受けた方に関する調査について（依頼）

平素は、母子保健行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金支給に関する法律」が施行されて以降、広く周知にご協力をいただいております。感謝申し上げます。
一時金の請求期限が令和6年4月23日に迫る中、このたび標記の実態調査を別紙アンケートのとおり行うこととなりました。
つきましては、当該調査についてご協力いただきたく、下記QRコードよりアクセスし、ご回答いただきますようよろしくお願いいたします。
あわせて、相談窓口とともに「優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会」の情報をご案内いたします。

記

- 1 期 間 令和5年10月18日（水）～ 10月31日（火）
- 2 調査内容 別添調査用紙のとおり
- 3 回答方法 下記QRコード又はURLから回答して下さい。



入力フォーム

<https://forms.office.com/r/Vn7hYmTmFA>

<担当>
兵庫県保健医療部健康増進課 溝淵、山下
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-341-7711（内線3319）
E-mail Kaori_Mizobuchi@pref.hyogo.lg.jp

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立

心当たりの方は兵庫県にご相談を

2019年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(以下、一時金支給法)が成立しました。この法律は、国が強制不妊手術等を受けた方々にお詫びとして一時金を支払うという法律です。一時金は一律320万円、申請期間は2019年4月24日から5年以内です。申請期限が迫っています。心当たりの方はご相談をおすすめします。詳しくは、兵庫県健康増進課へ問合せをしましょう。

兵庫県健康増進課内 旧優生保護法相談窓口

受付時間 9:00~17:30

(12:00~13:00 土日祝日年末年始を除く)

Tel 078-362-3439(専用)

Fax 078-362-3913

メール kenkouzousinka@pref.hyogo.lg.jp



私たちもお手伝いします。お気軽にご連絡ください。

		電話	ファックス
歩む兵庫の会 (事務局団体)	兵庫障害者連絡協議会	078-341-9544	078-341-9545
	(公社)兵庫県聴覚障害者協会	078-371-5613	078-371-0277
	きょうされん兵庫支部	078-341-8776	078-381-8355
	自立生活センター神戸 Be すけっと	078-641-6618	078-641-6632
	自立生活センターリングリング	078-578-7358	078-578-7358

「歩む兵庫の会」とは？

「優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会」(略称；歩む兵庫の会)は、「優生保護法は憲法違反、国は謝罪と補償をせよ」と勇気をもって裁判に訴えた原告を励まし、裁判の傍聴や障害のある人が尊厳をもって生きられる社会を求めて2019年3月、結成しました。

旧優生保護法による被害は、今も障がいのある人たちに大きな傷を残しています。国がつくった法律により障がいのある人たちへの差別や偏見は、今なお根強く残っています。我が国の優生思想の根っこを断ち切るために、全国のなかまと一緒に活動しています。

「優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会」(略称；歩む兵庫の会)

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通8-1-14 兵庫障害者センター内

TEL(078)341-9544 FAX(078)341-9545

E-mail : hyogoayumukai@gmail.com